

(第1面)

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書

令和7年12月15日

香川県知事



協議者 住 所 香川県高松市西山崎町 152 番地
氏 名 讃佑化成企業組合
代表理事 太坪照弘
電話番号 087-885-1188

循環利用計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号			令和5年12月19日	5循環第113202-2号	
変 更 事 項			変 更 前	変 更 後	
循環利用計画の変更の内容	循環的な利用の目的		飼料、肥料原料としての再生	同左	
	循環的な利用の方法		再使用・再生利用・熱回収	同左	
	循環的な利用の概要		と畜場や食鳥処理場から排出される汚泥及び動物系固形不要物、食品製造業から排出される廃油、動植物性残さ、畜産農家から排出される家畜の死体について化製化処分を行う。	同左	
	事業場の所在地		高松市塩江町安原下第2号奥野 441・1 高松市塩江町安原下第2号奥野 1916・47	同左	
	県外産業廃棄物	一般的な名称		死鶏、死豚、廃油、動植物性残さ、鶏羽毛、血液	同左
		種 類		①汚泥②廃油（動植物性のものに限る。） ③動植物性残さ④動物系固形不要物⑤家畜の死体	同左
		性 状		①泥状②液状③固形状④固形状⑤固形状	同左
		1年当たりの最大取扱量		①400t／年②100t／年③0t／年 ④800t／年⑤1,135t／年	①400t／年②100t／年③0t／年 ④800t／年⑤1,185t／年
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		別紙1のとおり	別紙1のとおり
		住所又は所在地		別紙1のとおり	別紙1のとおり
		排出事業場	名 称	別紙1のとおり	別紙1のとおり
			所 在 地	別紙1のとおり	別紙1のとおり
	当該県外産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名		別紙1のとおり	別紙1のとおり
		住所又は所在地		別紙1のとおり	別紙1のとおり
県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路				別紙1-1のとおり	

(第2面)

変 更 事 項		変 更 前	変 更 後		
循環利用計画の変更の内容	循環利用施設の設置に関する計画	施設の種類及び設置場所	別紙2のとおり	同左	
		施 設 の 処 理 能 力	別紙2のとおり	同左	
		施設の位置、処理方式、構造及び設備	別紙2のとおり	同左	
		循環的な利用に伴い生ずる排ガス及び排水	量 1,207 t／年 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	1,239 t／年 当該施設で排ガスの発生はありません。また、処理工程で発生する排水は、場内に設けている汚水槽に集約し、浄化槽による排水処理をして、施設の冷却水として冷却塔から蒸散させるので外部には排水しない。	同左
		設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	該当しない	同左	
		その他循環利用施設の構造等に関する事項	別紙2のとおり	同左	
		循環利用施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	該当しない	同左
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	排ガス及び放流水は発生しないので測定計画はなし。	同左		
	その他循環利用施設の維持管理に関する事項	添付書類1のとおり	同左		
	放射性物質及びこれによって汚染された物の処理	有 ・ 無	同左		
	県内で生じた廃棄物の循環的な利用の見込み（その種類、性状及び1年当たりの最大取扱量を記載すること。）	添付書類2のとおり	同左		

(第3面)

変 更 事 項			変 更 前	変 更 後	
循環利用計画の変更の内容	再使用又は再生利用の場合	再 生 品	種 類	①肉骨粉②蒸製羽根粉③飼料用油脂	同左
			性 状	①固形状②固形状③液状	同左
			1年当たりの最大製造量	①329 t／年②300 t／年 ③325 t／年	①339 t／年②300 t／年 ③333 t／年
		再生品の性状に適合する日本工業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容		該当なし	同左
		再生品の利用又は取引の見込み		飼料・肥料原料として販売	同左
	循環的な利用に伴い生ずる廃棄物	一般的な名称		該当なし	同左
		種 類		該当なし	同左
		性 状		該当なし	同左
		1年当たりの最大発生量		該当なし	同左
		処 分 方 法		該当なし	同左
	循環的な利用を行う事業場における循環利用業務責任者の氏名及び連絡先		代表理事 大坪照弘 087-897-0223	同左	
	県外産業廃棄物の種類又は性状を変更する場合にあっては、変更後の循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴			変更なし	
	変 更 予 定 年 月 日			変更協議結果通知書の交付日	
変 更 の 理 由			排出事業者の追加		
参 考 事 項					

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 4 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

別紙 1-1

運搬経路

排出事業場の名称		ファロスファーム株式会社 西伯農場
排出事業場の所在地		鳥取県西伯郡南部町下中谷2730
県外産業廃棄物	一般的な名称	死亡豚
	種類	家畜の死体
	性状	固形状
	1年あたりの最大搬入量 (t)	50 t /年
運搬経路		国道180号線→国道9号線→米子自動車道→中国自動車道→岡山自動車道→山陽自動車道→瀬戸中央自動車道→香川県道186号線→香川県道19号線→香川県道33号線→香川県道17号線→国道377号線→香川県道39号線→綾川町道小野相津線→高松市道奥野神羽線